

# 国立大学法人滋賀医科大学寄附金受入規程

平成16年4月1日制定

令和3年3月22日改正

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入りに関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程において寄附金とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学術研究に要する寄附金
- (2) 教育研究の奨励を目的とする寄附金
- (3) その他本学の運営に要する寄附金

(受入れの制限)

**第3条** 寄附金を受け入れようとする場合において、研究助成団体等（以下「財団等」という。）からの助成金である場合を除き、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(個人あて寄附金)

**第4条** 教員等が寄附を受けた場合において、次の各号に該当する寄附金は当該職員が改めて、本学に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員の職務上の教育研究に対するもの
- (2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用し実施するもの

(寄附の申込み等)

**第5条** 寄附金を寄附しようとする者は、所定の寄附申出書により寄附の目的に該当する講座等の長（以下「講座等の長」という。）を経て、学長に申し出るものとする。

2 講座等の長は、前項に規定する寄附申出書を受け取ったときは、当該寄附申出書に必要事項を記載の上、学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

**第6条** 寄附金の受入れは、知的財産委員会専門部会の議を経て、学長がこれを決定する。

(受入れの通知)

**第7条** 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、その旨を統括経理責任者に通知するものとする。

(寄附金の使途変更)

**第8条** 講座等の長は、寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じた場合、その残額を他の

目的に使用するとき、所定の様式により学長に寄附金の使途変更及び移し換えを申請するものとする。

- 2 学長は、前項に規定する申請書を受取り承認したときは、その旨を所定の様式により申請者に通知するものとする。

(寄附金の移し換え)

**第9条** 講座等の長は、研究担当者が他の国立大学法人等へ転出し、当初の寄附目的達成のために引き続き研究を行う必要がある、その寄附金を当該国立大学法人等に移し換えしようとするときは、所定の様式により学長に寄附金の移し換えを申請するものとし、学長は、移し換への協議が整ったときは、その旨を所定の様式により申請者に通知するものとする。

- 2 講座等の長は、他の国立大学法人等の研究担当者が本学に転入し、当該国立大学法人等から寄附金の移し換への協議があったときは、寄附金受入に係る資料を添えて学長に申し出るものとし、学長は、移し換へに同意したときは、その旨を所定の様式により講座等の長に通知するものとする。

- 3 講座等の長は、研究担当者が他の国立大学法人等へ転出するまたは退職する場合であっても、他の教員等が研究担当者に代わって、当初の寄附目的の達成のために引き続き本学において研究を行う場合は、研究担当者の変更について学長に届け出るものとする。

(助成金の取扱い)

**第10条** 教員等が、財団等の公募による助成金を受け、当該助成金を用い、本学において学術研究又は教育研究等を行う場合は、当該助成金等を当該教員又は財団等が本学に寄附しなければならない。

- 2 助成期間終了後、財団等への報告等が必要となる場合には、当該助成金を受けた教員等がこれを行うものとする。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、寄附金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に受け入れている寄附金は、この規程の規定により受け入れているものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年2月17日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月13日より施行し、平成18年10月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月19日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月21日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月29日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。